




## 1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-1	地域福祉を推進する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>少子高齢化の進展、住民同士のつながりの希薄化などを背景に、市民の福祉ニーズや生活課題が多様化・複雑化しています。「自助」・「互助」・「共助」・「公助」の考え方に基づき、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人や社会資源が世代や分野を越えてつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく地域共生社会の構築を図る必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>地域住民等の支え合いとも連動しながら、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず全世代・全対象型の包括的支援体制を推進し、すべての人が健やかに、支え合い暮らせる、みんなが主役の地域共生のまちづくりを進めます。</p>	
6	施策内の 取組	1-1-1	多様な主体の協働による地域福祉の推進
		1-1-2	地域における相談支援体制の充実
		1-1-3	すべての人の権利が守られる地域社会の推進
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		地域福祉計画	住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画
		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画
		障害者施策に関する長期計画	障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画

## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①多様な主体の協働による地域福祉の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>民間のボランティア団体や市民活動団体などが地域福祉の推進の担い手として様々な活動を行っていますが、担い手の固定化や高齢化などの問題があります。</p>	<p>《市》</p> <p>福祉活動や更生保護活動などに、子どもや若者、団塊の世代など幅広い世代が参加しやすい環境づくりに努めるとともに、地域のボランティア団体などへの支援を図ります。</p>
	<p>《目標》</p> <p>誰もが気軽に福祉活動やボランティア活動に参加できる環境が整い、地域福祉の担い手となっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>福祉活動やボランティア活動への参加に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、ボランティアの受け入れを積極的に行うとともに、ボランティア活動の充実を図ります。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②地域における相談支援体制の充実	<p>《現状と課題》</p> <p>支援を必要とする市民の発見、見守りの体制を構築するとともに、地域の施設を拠点とし、普段から地域住民が交流し、困ったことがあれば気軽に相談できる場の提供が進められています。</p>	<p>《市》</p> <p>専門相談支援機関を2～3小学校区を1エリアとした14エリアに対応できるよう拡充するとともに、(仮称)地区保健福祉センター※1を2～3エリアを1圏域とする5圏域ごとに整備し、全世代・全対象型の包括的な支援体制を推進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域住民をはじめ、地域の福祉団体、事業者等が連携し、誰もが安心して暮らすことができる地域の協力体制やネットワークが整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>支援を必要とする市民の発見に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者や団体は、地域における相談支援のネットワークに参画します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③すべての人の権利が守られる地域社会の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>虐待を未然に防止し、早期に発見するとともに、成年後見制度※2等の活用など、権利擁護に関する取組をさらに推進する必要があります。また、啓発活動や福祉教育を地域の福祉団体や事業者等と進めています。</p>	<p>《市》</p> <p>人と人との相互理解を深めるため、地域住民との交流や福祉教育の推進に積極的に取り組みます。また、虐待防止を図るための広報その他の啓発活動や相談、支援、ネットワークの充実に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>高齢者や障害者に対する虐待や人権侵害のない、その人らしい生活を送ることができる地域社会が形成されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>虐待と思われる事象を見聞きした時は、必要な機関に連絡します。また、人権意識の向上に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>関係機関が連携し、虐待の早期対応を図ります。また、事業所や団体の職員、構成メンバーの人権意識の向上に努めます。</p>





### ※1 (仮称)地区保健福祉センター

市民の健康づくりや複合的な生活課題(高齢者、障害者、子ども、生活困窮者、認知症、虐待等)を抱える人及び世帯への包括的な相談支援を担うワンストップ窓口です。

### ※2 成年後見制度

認知症及び知的・精神障害などにより判断能力が十分でない方が不利益を被らないよう家庭裁判所に申立てをして、その方を援助してくれる人を付けてもらう制度です。

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-2	高齢者への支援を推進する
3	SDGs 位置付け	   	
4	施策の 必要性	<p>高齢化の進展に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者世帯が増加し、同時に、認知症高齢者も増加傾向にあります。また、医療や介護が必要な高齢者が増加する一方で、地域や家族による高齢者を支える力が低下しています。</p> <p>そのため、高齢者が住み慣れた地域で安心して自立した生活が送れるよう、健康づくり、生きがいがづくり、日常生活の自立支援など、総合的な施策の推進が必要です。</p>	
5	施策の 方向性	<p>元気で活動的な高齢者も社会の支え手の一員となることのできるよう体制を整備し、高齢者の社会参加の機会が充実するなど、地域の活性化を図ります。</p> <p>高齢者が医療や介護を必要とする状態になっても、住み慣れた地域や住まいで、自立した生活ができる環境を整備します。</p>	
6	施策内の 取組	1-2-1	地域活動・社会参加の促進
		1-2-2	地域包括ケアシステム等の推進
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を定める計画


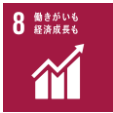


## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①地域活動・社会参加の促進	<p>《現状と課題》</p> <p>高齢者人口は、大きく伸びていますが、老人クラブやシルバー人材センターの会員数は伸び悩んでいます。そのため、地域の高齢者団体の拡充が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>地域の相互扶助や地域課題解決のために活動する団体、これまでの豊かな経験・技能をいかして活動する団体など、多様な高齢者団体を支援し連携することにより、高齢者の居場所と出番の創造に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>行政や関係団体等が連携を図りながら、高齢者が地域において、いきいきと暮らすことができるよう、ボランティア活動の支援等、生きがいづくりや社会参加の機会の充実が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>積極的に、ボランティア活動や地域の活動に参加し、生きがいづくり、健康づくりに取り組みます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>多様な高齢者団体やボランティア団体等が魅力ある活動を展開し、社会参加をしたい高齢者の生きがいづくりの場を多様な形で提供しています。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②地域包括ケアシステム※1等の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>認知症やひとり暮らし高齢者、高齢者世帯が増えています。いつまでも住み慣れた地域で生活できるよう、医療、介護、予防生活支援等が、一体的かつ適切に提供される必要があります。また、複合化、複雑化した課題を抱える高齢者世帯に対し、包括的に支援する体制が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>包括的な相談体制や多職種協働による地域ケア会議等での検討により、課題を抱える認知症高齢者やひとり暮らし高齢者等に対し、適切な在宅サービスの提供や地域で支援する体制を整備するなど、高齢者等が地域で住み続けることができる地域包括ケアシステムを推進します。また、在宅生活が困難な高齢者に対する施設整備を促進します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域包括支援センター等が中心となり、地域における相談や支え合い体制が充実しています。健康づくりや見守り、生活支援、介護サービスが切れ目なく提供され、また、在宅医療と介護の連携が推進されるなど、高齢者が安心して住み続けることができる環境が整っています。さらに、年齢や性別、障害の有無等にかかわらず、全世代、全対象型での支援体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>自ら積極的に介護予防に取り組み、認知症予防や健康づくりに取り組みます。また、高齢者も含む多様な人々が地域社会の「支え手」として活躍するなど、地域の活動に参加し、地域力を高めます。さらに、もしものときのために、自らが望む人生の最終段階の医療・ケアについて、周囲の信頼する人たちと話し合い、共有します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>地域の各関係団体が連携し、高齢者を支援する体制を整備することにより、地域力を高めます。</p>

### ※1 地域包括ケアシステム

高齢者が、可能な限り住み慣れた地域で自分らしく暮らし続けることができるよう、医療・介護・介護予防・生活支援・住まいの五つのサービスが包括的に提供される支援体制です。

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-3	障害者への支援を推進する
3	SDGs 位置付け	   	
4	施策の 必要性	<p>障害者一人ひとりが、地域で自立した生活を送るためには、障害者の尊厳が守られ、社会参加を妨げる障壁のない地域づくりを推進する必要があります。また、障害者の自立につながるよう、障害福祉サービスの適正な提供に取り組むとともに、虐待や差別のない誰もが安心して暮らせる共生社会の構築が必要です。</p>	
5	施策の 方向性	<p>茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり条例※1にのっとり、障害福祉サービスの充実や雇用・社会参加を進めるとともに、障害を正しく理解し、合理的配慮※2が適切に提供され、誰もが地域社会で自立して安心して生活できる共生社会の構築を進めます。</p>	
6	施策内の 取組	1-3-1	障害福祉サービスの充実
		1-3-2	障害者の雇用・就労対策の促進
		1-3-3	障害者の社会活動への参加促進
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		障害者施策に関する長期計画	障害者施策を推進するための基本理念、基本方針を定めることにより、その方向性と内容を明らかにし、今後の障害者施策推進のための指針となる計画
		障害福祉計画	障害者施策に関する長期計画を上位計画とし、基本方針を実現するための実施計画

## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①障害福祉サービスの充実	<p>《現状と課題》</p> <p>一人ひとりに応じたサービスの提供や制度の充実を図ってきましたが、「親なき後」等、様々な課題のある障害者が地域で安心して暮らせるよう、障害福祉サービスや医療、その他制度のさらなる効果的な利用が図られる必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>障害福祉サービス等の拡充に努めるとともに、サービスの適正化、質の向上が図られるよう、相談支援体制の強化や事業所への指導等に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>どの地域においても、障害種別や程度にかかわらず、一人ひとりの必要性に応じた障害福祉サービス等が利用できています。</p>	<p>《市民》</p> <p>障害者自らが選択し、一人ひとりのニーズにあった障害福祉サービス等を利用することで、地域社会で自立した生活を送ります。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>障害福祉サービス事業所は、適正な事業運営とサービスの質の向上に努め、障害者の日常生活等を支援します。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②障害者の雇用・就労対策の促進	<p>《現状と課題》</p> <p>障害者の就労については、就労支援する事業所が中心となって支援を進めていますが、工賃の向上が進んでいないことや、一般就労へ十分に結びついていない状況があります。</p>	<p>《市》</p> <p>庁内職場実習やスマイルオフィス※3などの就労支援事業を継続するとともに、ハローワーク等の関係機関と連携して、障害者雇用を進める企業に働きかけるなど、障害者の一般就労に向けた支援を行います。また、工賃向上に向けた事業所支援や、販売機会拡大の支援を行います。</p>
	<p>《目標》</p> <p>障害のある人がいきいきと働き、力を発揮できる就労支援の体制が整っています。</p>	<p>《市民》</p> <p>障害を正しく理解し、お互いを支え合いながらともに働きます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、障害者雇用に対する理解を深め、障害者の就労機会・就労の場の拡大を図ります。また、工賃向上に向け、販売機会の拡大や商品の生産性・魅力向上に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③障害者の社会活動への参加促進	<p>《現状と課題》</p> <p>障害者が気軽に外出し、活動参加する機会が十分でなく、主体的に社会活動に参加するための取組が必要です。</p>	<p>《市》</p> <p>障害者が多様な社会活動に積極的に参加できる機会を創出するとともに、障害者自身が主体的に企画できるよう支援します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>障害者が自分らしく生きがいを感じられる社会活動への参加の機会が充実し、積極的に地域での生活ができています。</p>	<p>《市民》</p> <p>地域での活動や行事において、障害のある人もない人も積極的に参加できる環境を、障害者（児）とともに作り出します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者や団体は、障害者への理解を深め、障害者が積極的に社会活動へ参加できるよう支援します。</p>

## ※1 茨木市障害のある人もない人も共に生きるまちづくり

障害のある人もない人も地域で共に支え合う「共に生きるまち茨木」を実現することを目的に、障害を理由とする差別の解消、多様なコミュニケーション手段による情報の取得や意思疎通、誰もが安心して暮らしつづけられるまちづくりの取組の方向性等を定めた、障害者に関する総合的な条例（平成30年4月1日施行）です。


## ※2 合理的配慮

障害のある人のくらしの中で、バリアや困りごとになるようなこと・ものを取り除くために、過重な負担にならない（大変すぎない）範囲の中で必要な工夫や手助けなどを行うことです。

## ※3 スマイルオフィス

市が障害者を短期間雇用し、庁内の各課から依頼のあった作業や事務処理を請け負うことにより、社会人としての姿勢や仕事に取り組む意欲を高めることで就労を促進するものです。

## 1 施策の概要



1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-4	生活困窮者への支援を推進する
3	SDGs 位置付け		
4	施策の 必要性	<p>景気の低迷や雇用環境の変化、超高齢社会の到来などの影響を受けて、最低限度の生活を維持することが困難な世帯が増えており、生活保護制度をはじめとしたセーフティ・ネット機能の充実が求められています。</p>	
5	施策の 方向性	<p>生活に困窮する市民に対し、様々なサービスを適切に提供するとともに、困窮状態から自立が図られ、誰もが安心して生活ができるまちづくりを進めます。</p>	
6	施策内の 取組	1-4-1	生活保護制度の適正実施
		1-4-2	生活困窮者への自立の支援
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		地域福祉計画	住み慣れた地域で、誰もが人としての尊厳を持って個性や能力を生かしながら、社会参加ができ、安心していつまでも暮らすことができるまちづくりを基本理念とする社会福祉法に規定する計画



## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①生活保護制度の適正実施	<p>《現状と課題》</p> <p>生活保護受給世帯は、減少傾向にありますが、近年減少率は鈍化しています。高齢化のさらなる進行にともない、今後は自立困難な世帯が増加することが予想されます。</p>	<p>《市》</p> <p>生活保護制度の理念にのっとり、受給者が真に必要な支援を適正に実施します。また、生活保護制度についての周知を図るとともに、受給者に対しては、就労による自立と健康の保持・増進に努めるよう支援します。なお、事業の周知を図り、不正・不適切な受給に対しては、厳正に対応します。</p>
		<p>《市民》</p> <p>生活保護制度の理解に努めます。困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。</p>
	<p>真に支援が必要とされる市民に保護が実施されるとともに、被保護世帯が安心して生活ができるよう、また自立できるよう様々な支援が図られています。</p>	<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、求職者の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。</p>
②生活困窮者への自立の支援	<p>《現状と課題》</p> <p>現在、生活保護は受けていないが、経済的困窮や社会的孤立により、生活保護に至る可能性のある市民が増加しています。</p>	<p>《市》</p> <p>生活困窮者の状況を把握し、就労支援をはじめとして、生活困窮者の状況に応じて、適切な支援策を早期に包括的に実施します。</p>
		<p>《市民》</p> <p>経済的自立に努めます。困ったときには互いに支え合い、助け合う地域づくりに努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>生活に困窮している市民が、いつでも相談ができ、必要な支援を受けることで困窮状態からの自立が図られています。</p>	<p>《事業者・団体》</p> <p>事業者は、就職困難者の雇用及び実習生の受け入れに努めます。また、地域の団体は支援を必要とする市民の把握に努めます。</p>

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-5	健康づくりや地域医療を充実する
3	SDGs 位置付け	  	
4	施策の 必要性	<p>急速に進展する少子高齢化や悪性新生物、高血圧症、脳卒中、糖尿病の増加などの疾病構造の変化等に伴い、医療費・介護給付費の適正化と限りある医療資源の有効活用が求められる中、健康寿命の延伸に向けた生活習慣病の発症予防や重症化予防を図るための取組がますます重要となっています。また、入院、外来、在宅医療などの地域における需要と供給のバランスを踏まえた医療提供体制や災害医療にかかる医療提供体制の確保が課題となっています。</p>	
5	施策の 方向性	<p>地域住民の健康保持・増進及び疾病予防を図る地域医療の充実に向け、地区担当制による保健活動の推進などを積極的に展開し、市として取り組むべき医療・保健・食育施策を推進します。地域で安心して暮らせるまちをめざし、地域医療体制の充実を図るとともに、すべての市民が主体的に地域との連携協力により健康づくりに取り組みます。</p>	
6	施策内の 取組	1-5-1	健康づくりの推進
		1-5-2	感染症予防対策の推進
		1-5-3	地域医療体制の確保
7	分野別 計画等	総合保健福祉計画	「地域福祉計画」「高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」「障害者施策に関する長期計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」「健康いばらき21・食育推進計画」など、各分野の計画を包含した保健福祉の領域における総合的な計画
		健康いばらき21・食育推進計画	乳幼児期から高齢期まで、生涯を通じた効果的な健康づくりを行うための推進体制を充実し、生活習慣病予防と市民の健康寿命の延伸に向けた具体的な目標を定める計画
		新型インフルエンザ等対策行動計画	新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づき、感染力の強い新型インフルエンザ等の発生に対し、市民の生命及び健康を保護し、市民生活及び経済に及ぼす影響を最小限に抑えることを目的として定める計画
		国民健康保険保健事業実施計画(データヘルス計画)・特定健康診査等実施計画	健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的な保健事業の実施を図る計画(データヘルス計画) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健診等に関する内容を定めた計画(特定健康診査等実施計画)
		いのちを支える自殺対策計画	誰もが追い込まれることのない社会の実現をめざし、自殺対策を生きることの包括的な支援とし推進する計画

## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①健康づくりの推進	<p>《現状と課題》</p> <p>子どもから高齢者まで医療や介護サービスの需要が増大するなか、市民が健やかに生活し、健康寿命が延伸する社会をめざして予防・健康管理等に取組む必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>三師会※1等関係団体と連携しながら、健(検)診の実施やその結果等を活用した保健指導、健康づくり、食育推進に関する施策を実施するとともに、保健活動を充実し、生活習慣病の発症及び重症化予防に取り組めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民一人ひとりが健康意識を高め、運動習慣や栄養バランスの良い食事など望ましい生活習慣を身につけるとともに、定期的に健(検)診を受診することにより、健康寿命が延伸しています。</p>	<p>《市民》</p> <p>健康づくりの主役は市民一人ひとりであるとの考え方に立ち、健(検)診を受診するなど積極的に健康づくりに取り組めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>生活習慣病の重症化予防に向け、三師会、医療機関等は市と連携して情報提供や相談支援に努めます。</p>
②感染症予防対策の推進	<p>《現状と課題》</p> <p>新たな感染症や既知の感染症の再興も想定される中、感染症の発生の予防やまん延の防止のため、正しい知識の普及や情報の収集・整理を、国・府と連携して進めることが求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>感染症に関する正しい知識の普及を図り、子どもと高齢者に、予防接種の接種機会を提供します。</p>
	<p>《目標》</p> <p>市民一人ひとりが正しい知識を持ち、必要な準備を進め、適切に対応できる状態になっています。</p>	<p>《市民》</p> <p>感染症に対する正しい知識を持ち、感染症予防に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>三師会、医療機関等は市と連携協力し、希望する市民に、予防接種の接種機会を提供します。</p>
③地域医療体制の確保	<p>《現状と課題》</p> <p>今後、循環器系疾患※2を中心に高齢者に多い疾患の医療需要が増加すると考えられるため、入院・外来医療や在宅療養、初期予防に関する医療を円滑に受けられる地域医療連携体制の確保がより重要となっています。また、ニーズが高い小児初期医療や災害時の医療提供体制の確保が求められています。</p>	<p>《市》</p> <p>府や医療圏内の近隣自治体、医療機関と協議しながら、主に手術、救急を担当する地域の入院医療の拠点となる医療機関を中心とした地域完結型医療提供体制の充実に努めます。また、安定的な小児救急体制や災害の種類、規模に応じた医療提供体制の充実に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>地域完結型医療※3提供体制が確保されています。また、医療関係機関や行政等の連携協力により、災害時の医療提供体制が確保されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>積極的に健康診断を受診するなど健康維持、生活習慣病に対する予防等を心がける、緊急性のない救急外来の受診を控える等、医療機関が患者に適切な医療が提供できるよう協力します。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>それぞれの役割分担のもと、生活習慣病に対する予防医療、在宅医療、外来医療、救急を含む入院医療が互いに連携・補完しあいながら、市民への医療提供が円滑に行われるよう、体制整備に努めます。</p>

※1 三師会

茨木市医師会・茨木市歯科医師会・茨木市薬剤師会のことを言います。



※2 循環器系疾患

体液を決まった形で体内循環させる器官を循環器といいます。循環器系疾患の代表的なものとしては、高血圧性疾患、狭心症、急性心筋梗塞などの虚血性心疾患、くも膜下出血、脳梗塞などの脳血管疾患があります。

※3 地域完結型医療

医療機能の分化・連携を推進することにより、急性期から回復期、在宅療養に至るまで、地域全体で切れ目なく必要な医療が提供される医療のことを言います。

## 1 施策の概要

1	まちの将来像	1	ともに支え合い、健やかに暮らせるまち
2	施策	1-6	社会保険制度を安定的に運営する
3	SDGs 位置付け	 	
4	施策の 必要性	<p>年金、医療、介護分野においては、社会保険制度を基本とし、保険給付の適正化に取り組み、給付と負担の両面にわたる世代間の公平性の確保を図る必要があります。</p> <p>国における社会保障制度改革の趣旨を踏まえ、少子高齢化社会においても、安心して健やかに暮らすことができる、持続可能な社会保険制度の推進に努めていく必要があります。</p>	
5	施策の 方向性	<p>社会保険制度の趣旨を踏まえ、すべての世代が相互に支えあい、健やかに暮らすことのできる仕組みを維持するため、財政運営の健全化と安定化を図り、市民の安心を確保します。</p>	
6	施策内の 取組	1-6-1	介護保険制度の安定的な運営
		1-6-2	国民健康保険制度の安定的な運営
		1-6-3	後期高齢者医療制度の安定的な運営
		1-6-4	国民年金制度の普及・啓発
7	分野別 計画等	国民健康保険保健事業実施計画 (データヘルス計画)・特定健康診 査等実施計画	健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的・効率的 な保健事業の実施を図る計画(データヘルス計画) 高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、特定健診等に関す る内容を定めた計画(特定健康診査等実施計画)
		高齢者保健福祉計画・介護保険 事業計画	老人福祉法及び介護保険法の規定に基づき、高齢者福祉事業の 供給体制の確保や介護保険事業の円滑な実施に関する事項等を 定める計画

## 2 取組の目標及び各主体が行うこと

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
①介護保険制度の安定的な運営	<p>《現状と課題》</p> <p>高齢者数の増加に伴い、介護サービスを必要とする人が増え、介護サービスの給付に要する費用も増加し続けています。 一方、介護サービスを提供する人材が不足しており、その解消が急務となっています。</p>	<p>《市》</p> <p>介護予防・健康づくりによる元気な高齢者の増加や給付の適正化、保険料の収納対策を通じて、財源の確保に向けた取組の強化を図るとともに、介護サービスを安定的に提供し、介護サービス事業所への指導等により、サービスの質の向上を図ります。 また、介護従事者の確保・育成・定着に向けた支援に取り組みます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>介護保険制度が健全に運営されているとともに、質の高い介護サービスが、安定的に提供されています。また、介護予防・日常生活支援総合事業における多様なサービスが提供されています。</p>	<p>《市民》</p> <p>介護予防・健康づくりに努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>介護サービス事業所は、適正な事業運営を図るとともに、質の高いサービスを提供します。 また、住民主体のボランティアも介護予防事業に取り組みます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
②国民健康保険制度の安定的な運営	<p>《現状と課題》</p> <p>持続可能な国民健康保険制度をめざし、平成30年度から開始された国民健康保険制度の都道府県単位化のもと、被保険者間の受益と負担の公平性の確保や健康づくり・医療費適正化への取組の推進を図る必要があります。</p>	<p>《市》</p> <p>特定健診等の推進により被保険者の健康の保持・増進を図るとともに、レセプト点検※1の強化や適正受診啓発による給付の適正化及び保険料収納対策の推進により、事業の安定的で健全な運営に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>都道府県単位化により、財政運営の主体となった大阪府と連携し、市民の安心のために、健全で安定的な制度運営が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>三師会及び大阪府国民健康保険団体連合会は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。</p>
取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
③後期高齢者医療制度の安定的な運営	<p>《現状と課題》</p> <p>平成20年度開始以来、制度は定着していますが、高齢者数の増加による医療費の増大に伴い、制度運営のための公費負担と若年層からの支援金が増加を続けています。</p>	<p>《市》</p> <p>保険料の収納確保を図るほか、高齢者に配慮したきめ細やかな取組や対応に努めます。</p>
	<p>《目標》</p> <p>運営主体である大阪府後期高齢者医療広域連合と連携し、市民の安心のために、健全で安定的な制度運営が図られています。</p>	<p>《市民》</p> <p>医療機関への適正受診や自らの疾病予防・健康管理に努めるとともに、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p>《事業者・団体》</p> <p>大阪府後期高齢者医療広域連合は、市と協力し、制度の適正な運営に努めます。</p>

取組	現状と課題及び目標	各主体が行うこと
④国民年金 制度の普 及・啓発	<p align="center">《現状と課題》</p>	<p align="center">《市》</p>
	<p>国民年金保険料の負担感や制度そのものへの不信感が若年層を中心に広がっており、国民年金への加入率及び保険料納付率は低調な状況です。</p>	<p>加入促進・受給権の確保のため、受給資格期間の短縮や産前産後の免除制度等の新たな制度の周知に努めるとともに、窓口等での相談業務の充実に努めます。</p>
	<p align="center">《目標》</p>	<p align="center">《市民》</p>
	<p>日本年金機構との協力連携を通じて、制度の普及・啓発に努め、20歳以上市民の加入漏れ・届け出漏れがなくなるとともに、保険料納付率も向上しています。</p>	<p>国民年金制度の趣旨を理解し、加入届出を行い、保険料の納期限内の納付に努めます。</p>
		<p align="center">《事業者・団体》</p> <p>日本年金機構は、市と協力連携し、制度の普及・啓発に努め、加入促進・受給権の確保に努めます。</p>

## ※1 レセプト点検

医療費の適正化を図るために、病院等を受診した際の診療内容や薬の処方内容について、病院から保険者に対して提出されるレセプト(診療報酬明細書)の内容や金額に誤りがないかを点検することです。